

香月泰男美術館指定管理者候補者の選定結果について

香月泰男美術館に係る指定管理者の選定について審査を行った結果、次のとおり候補者を選定したので報告します。

記

1. 指定管理業務を行う公の施設の概要及び指定管理期間

ア 施設の概要

名称	位置	施設の構成
香月泰男美術館	長門市三隅中 226 番地	(1) 1 階（展示室、収蔵庫、研修室、アトリエ） (2) 2 階（展望室） (3) 駐車場、トイレ

イ 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 選定の手順

選定委員会では、応募者から提出された「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件の確認及び応募者の説明による事業計画のヒアリングを行った後に審査基準に沿って審査を行い、候補者を選定しました。

3. 選定までの経過

これまでの募集に係る経過について、事務局報告を記載します。

事 項	年 月 日	備考
募集公告	令和 7 年 9 月 29 日（月）	
説明会の申込み	令和 7 年 10 月 2 日（木） ～10 月 3 日（金）	
説明会（現地見学会）の開催	令和 7 年 10 月 10 日（金）	
質問受付	令和 7 年 10 月 8 日（水） ～10 月 9 日（木）	
質問回答の公表	令和 7 年 10 月 14 日（火）	
申請書類の受付	令和 7 年 10 月 15 日（水） ～10 月 24 日（金）	1 団体

4. 選定委員会の開催

年 月 日	内 容	備考
令和 7 年 10 月 30 日 (木)	・ 公募概要、審査基準の説明 ・ 応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・ 事業計画の審査 ・ 指定管理者候補者の選定	
公募期間	令和 7 年 9 月 29 日 (月) ～令和 7 年 10 月 24 日 (金)	

5. 審査の方法について

(1) 審査項目

ア 事業計画等の評価 (140 点)

中項目	小項目	配点
施設の管理運営方針 (60 点)	施設の設置目的と団体の理念、姿勢の整合性	10
	平等な利用の確保のための考え方、具体的な取組	10
	関係団体及び事業者等との連携・協働	40
施設の効用の発揮・管理経費の縮減 (40 点)	本業務に対する意欲・熱意等	10
	施設の効用を増進するための創意工夫	10
	利用者の要望・意見・苦情等の把握及びその対応策	10
	当施設を運営するに当たっての効率化への取組	10
施設の管理を安定して行う能力 (40 点)	運営体制と実績	10
	施設の安全性への配慮	10
	個人情報の保護についての方策	10
	団体の経営の安定性・継続性	10

イ 管理運営経費の評価 (30 点)

中項目	小項目	配点
収支計画の妥当性 (30 点)	収支計画の妥当性	30

(2) 審査方法

提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に、委員ごとに審査(評価)、集計した上で協議を行い、候補者を選定しました。

6. 審査結果

(1) 応募状況

応募団体数 1 団体

(2) 応募者の資格等の適合状況の審査

長門市スポーツ文化交流課において、応募者が応募資格を満たしていることを確認、報告を受けました。

(3) 審査結果（※ 評価の結果は、別表のとおり）

評価の結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定、市長に報告することとしました。

■指定管理者候補者

住 所 長門市仙崎 10818 番地

団体名 公益財団法人長門市文化振興財団

理事長 大谷 恒雄

7. 委員意見

特になし

別 表

ア 事業計画等の評価

中項目	小項目	満点	指定管理者候補者
施設の管理運営方針 (60点)	施設の設置目的と団体の理念、姿勢の整合性	10	7.90
	平等な利用の確保のための考え方、具体的な取組	10	7.80
	関係団体及び事業者等との連携・協働	40	31.60
施設の効用の発揮・管理経費の縮減 (40点)	本業務に対する意欲・熱意等	10	7.80
	施設の効用を増進するための創意工夫	10	7.40
	利用者の要望・意見・苦情等の把握及びその対応策	10	7.30
	当施設を運営するに当たっての効率化への取組	10	7.50
施設の管理を安定して行う能力 (40点)	運営体制と実績	10	7.90
	施設の安全性への配慮	10	7.70
	個人情報の保護についての方策	10	7.60
	団体の経営の安定性・継続性	10	7.60
小計		140	108.10

イ 管理運営経費の評価

中項目	小項目	満点	指定管理者候補者
収支計画の妥当性 (30点)	収支計画の妥当性	30	22.20
小計		30	22.20

合 計	170	130.30
-----	-----	--------

※ 指定管理者候補者の欄の得点は、出席委員の合計点数を出席委員の数で除したもの

2. 指定管理候補者の提案した指定管理料の額

(指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。)

公益財団法人長門市文化振興財団	1 6 7, 3 3 4, 0 0 0 円
-----------------	-----------------------

<備考>

※指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。